

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	貯蔵施設等設置の許可
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第36条 第1項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第36条第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可については、法第37条に該当していることを許可の基準とする。
標準処理期間	30日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	貯蔵施設等変更の許可
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の2 第1項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	<p>法第37条の2第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可については、法第37条に該当していることを許可の基準とする。</p>
標準処理期間	30日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	充てん設備の許可
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4 第1項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第37条の4第1項の規定による充てん設備の設置の許可については、同条第2項に該当していることを許可の基準とする。
標準処理期間	30日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	充てん設備変更の許可
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4 第3項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第37条の4第3項の規定による充てん設備の変更の許可については、同条第2項に該当していることを許可の基準とする。
標準処理期間	30日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	

許認可等の名称	貯蔵施設等完成検査
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の3 第1項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第37条の3第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査については、法第37条に該当していることを許可の基準とする。
標準処理期間	14日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	液化石油ガス設備完成検査
---------	--------------

許可等の名称	許可設備の名称
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の4 第4項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第37条の4第4項の規定による充てん設備の完成検査については、同条第2項に該当していることを許可の基準とする。
標準処理期間	14日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	充てん設備保安検査
---------	-----------

根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の6 第1項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第37条の6第1項の規定による充てん設備の保安検査については、同法第37条の4第2項に該当していることを許可の基準とする。
標準処理期間	40日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	販売事業の登録
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第3条 第1項

所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第3条第1項の規定による事業の登録については、法第3条の2に該当していることを登録の基準とする。
標準処理期間	30日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	保安機関の認定
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第29条 第1項
所管課	予防部 危険物保安課

審査基準	法第29条第1項の規定による保安機関の認定については、法第31条各号に該当していることを認定の基準とする。
標準処理期間	30日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	保安機関の更新
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第32条 第1項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	

	法第32条第1項の規定による保安機関の認定の更新については、法第31条各号に該当していることを認定の基準とする。
標準処理期間	30日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	液化石油ガス販売事業者の認定
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の6 第1項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第35条の6第1項の規定による保安確保の方法等の認定につい

	ては、同項に該当していることを認定の基準とする。
標準処理期間	30日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	一般消費者等の数の増加の認可
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第33条 第1項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第33条第1項の規定による一般消費者等の数の増加の認可については、法第31条第1号及び第2号に該当していることを認可の基準とす

	る。
標準処理期間	30日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	保安業務規程の認可
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条 第1項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第35条第1項の規定による保安業務規程の認可については、同条第2項に該当していることを認可の基準とする。

標準処理期間	30日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	